

まもなく年末調整です！

「年末調整」とは、毎月の給与支払の際に源泉徴収という形で行われている概算で納付した所得税と、その年の年間給与と所得に基づいて求めた正しい税額を比べて、その差額を「徴収」や「還付」といった形で調整する手続きのことを言います。

当事務所にて年末調整のご依頼をいただいているお客様につきましては、別途従業員様向けにもご案内しますので、書類等のご準備をお願いいたします。

平成19年分年末調整につきまして、一部改正点がありますのでご案内します。

CONTENTS	
まもなく年末調整です！	P.1
弊社においても電子申告を スタートします！	P.2
税源移譲で住宅ローン控除額が 減少した人の年末調整	P.2
税務調査対象企業数が 増加傾向！	P.3
食品値上げの秋	P.4
基礎から学ぶ投資信託 ～リスクと分散投資～	P.5
パートの年収103万円の壁	P.6
ASAK経営実践セミナーのご案内	P.7
11月度の税務スケジュール	P.7
今月の名言録	P.8
無料相談会実施中！	P.8

1. 定率減税が廃止され、税率が改正されました

平成11年分以後の所得税に対して実施されていましたが定率減税につきましては、平成18年分をもって廃止されました。

また、国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(税源移譲)が行われたこと等を踏まえ、平成19年分所得税から税率構造が5%～40%の6段階となりました。

改正後		改正前	
課税給与所得金額または 課税退職所得金額(A)	税 額	課税給与所得金額または 課税退職所得金額(A)	税 額
195万円以下	(A) × 5%	330万円以下	(A) × 10%
195万円超 330万円以下	(A) × 10% - 97,500円	330万円超 900万円以下	(A) × 20% - 330,000円
330 " 695 "	(A) × 20% - 427,500円		
695 " 900 "	(A) × 23% - 636,000円	900 " 1800 "	(A) × 30% - 1,230,000円
900 " 1800 "	(A) × 33% - 1,536,000円		
1800 "	(A) × 40% - 2,796,000円	1800 "	(A) × 37% - 2,490,000円

2. 損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました



従来の損害保険料控除は廃止される一方、地震保険料控除(最高5万円)が新設されました。

期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のあるものについては、従前と同様の控除(最高1万5千円)が受けられます(ただし、地震保険料控除を合わせて5万円を限度)。

弊社においても電子申告をスタートします！

平成16年から段階的に導入されてきていた「電子申告・納税システム」に関してのご案内です。

これまで初期システムの不具合や利便性の問題から弊社においては未対応の状況ではございましたが、今年(平成19年11月)提出分の申告から順次、お客様各社への導入を進めて参りたいと考えております。

このシステムを利用するメリットとしては、これまで窓口への提出もしくは郵送での申告書・各種届出書の提出がインターネットでの手続きのみで完了し、しかも受付時間が夜間まで延長されています。また、納税に関してもインターネットバンキングを利用した納税対応が可能となり、銀行や郵便局での納税手続きが不要となります。

お客様におかれましては、特に面倒なお手続きはなく、デメットになることはないと考えておりますので、その節はご協力の程よろしくお願いたします。

あらためて各担当者よりご案内させていただきますが、何かご不明な点やご質問がありましたら遠慮なくお申し付けください。



税源移譲で住宅ローン控除額が減少した人の年末調整

平成18年度税制改正において、所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲が行われました。その結果、今年からほとんどの人の所得税額が減り、住民税額が増えています。

ここで問題になるのが、いわゆる住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)の取扱いです。同控除においては、上限額が所得税額と定められているため、所得税額の減少はそのまま控除上限額の減少となります。控除額(ローン残高の1%)が所得税額を超えるような人の場合、国や地方に払う税額は同じなのに、控除できる額が減少するということになってしまいます。

そこで、平成18年度税制改正では、平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した人に限り、所得税額が減ったことにより控除額が減少した場合、その減少額を住民税額から控除できるという措置がとられています。



具体的には、年末調整を行う際に、「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住開始日」を記載することになります。なお、「住宅借入金等特別控除可能額」は、「給与所得・退職所得に対する所得税額源泉徴収簿」の「住宅借入金等特別控除額」の欄を転記します。

たとえば、算出した所得税額が25万円で、控除額が30万円だった場合、

「住宅借入金等特別控除可能額:300,000円」
「居住開始日:平成 年 月 日」

と記載します。また、注意しなければならないこととしては、以下の3点がありますのでご注意ください。

- 「住宅借入金等特別控除可能額」に記載するのは、算出所得税額と控除額との差額(上の例では30万円 - 25万円 = 5万円)ではないこと
- 控除額が減少しない場合は「住宅借入金等特別控除可能額」を記載する必要がないこと
- 「居住開始日」の記載もれ

One Point

社員への食事代支給について

ほとんどの会社の決算書に「福利厚生費」という科目があります。福利厚生費とは、一般的に「従業員の福利厚生のために支出する費用」のことをいいます。

それでは、福利厚生とは何かというと、福利(幸福と利益:三省堂Web dictionary)と厚生(生活を豊かにし、健康を維持・増進すること:同上)を合わせた言葉です。

したがって、通常は「従業員やその家族の生活向上、健康増進、慰安、親睦、慶弔などのために支出する費用」のことを福利厚生費と呼んでいます。

ところが、税法では福利厚生費について明確な定義はされていません。実務においては、税額の計算上、会社の損金とできる費用のうち「従業員の福利厚生のために支出した費用」とされる費用で、かつ給与と所得とならない(=所得税が課税されない)費用のことを福利厚生費として区分しているに過ぎないのです。

そのため、福利厚生費とされる費用(慰安旅行や制服の支給、健康診断、慶弔などの費用)については、個別に法令、通達等でその取り扱いが示されています。

たとえば、会社が従業員に支給する食事の取扱いは以下の通りとなっていますのでご確認ください。

一般的な取り扱い

食事代の50%以上を従業員等が負担し、会社が負担した食事代が月3500円以内である場合は福利厚生費にできます(所得税基本通達36-38-2)。ただし、この場合の食事代とは、社員食堂などで会社が調理して支給する食事の材料費、または会社が購入して支給する弁当などの購入費のことをいい(所得税基本通達36-38)、現金で支出した場合は給与手当とみなされます。

残業者や宿直、日直者に支給する食事

支給した食事は原則として全額を福利厚生費にできます。ただし、その時間の勤務が支給者にとって本来の業務である場合はこの限りではありません(所得税基本通達36-24)し、現金で支給した場合は給与手当として扱われます。

また、社会通念上で「高すぎる」食事でも給与と所得とみなされる可能性があります。これについては明確な基準があるわけではありませんが、1000円～1500円程度であれば問題はないでしょう。

深夜勤務者に支給する夜食

原則は一般的な取り扱いと同じです。ただし、会社が調理施設を備えていないなど、夜食を現物で支給することが著しく困難な場合は、1回300円までの定額を夜食代として現金で支給(給与に加算)しても福利厚生費として扱えます。(個別通達:直法6-5、直所3-8)。なお、深夜勤務者とは正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間に行う人をいいます。



税務調査対象企業数が増加傾向！

国税庁が「平成18事務年度における法人税の課税実績」を公表しましたが、同公表によると、平成19年6月末現在の法人数は300万5千件(前年比100.9%)。このうち、今年6月までの1年間(平成18事務年度)に法人税の申告を行った法人は、276万7千件(申告割合89.9%)で、申告所得金額は57億828万円(前年比113.3%)で、法人税の申告税額は前年に比べ14.8%(1兆8609億円)増の14億4578万円になっています。



また、税務調査を受けた法人は、前年よりも2.4%多い14万7千件ありました。前年比で15.4%も増えた平成17事務年度に比べると多少落ち着いた感はありますが、依然として実地調査を受ける法人数は増え続けています。このうち、更正・決定等の処分を受けた法人は10万4千件(構成比72.7%)で、不正計算を指摘された法人も2万9千件(同20.3%)ありました。申告漏れ所得金額は1兆7247億円で、追徴税額は4402億円、うち加算税は633億円に上ります。

不正発見割合の高い業種では、ワースト1位からワースト3位までは昨年と同じく「バー・クラブ」52.0%、「パチンコ」49.1%、「廃棄物処理」35.3%でした。また、活発化している土地取引の影響からか、「建売、土地売買」26.1%が圏外からワースト9位に入っています。

食品値上げの秋

< 相次ぐ食料品の値上げ >

食欲の秋ですが、マヨネーズ、食用油、冷凍食品、即席めんなど食料品の値上げが相次いでいます。

食品業界内では、次はみそや、しょうゆの値上げもさげられないとささやかれています。みそは大豆、しょうゆは大豆と小麦を主原料とするため、主要な原料が共通であるマヨネーズ、食用油、冷凍食品、即席めん、パスタなどが既に値上げに動いているので、みそ、しょうゆだけが値上げしないですむはずがないとみられているからです。

食品の原料高にはいくつかの要因が絡み合って醸成されています。

中国などの新興国の経済成長による農産物需要の拡大

地球温暖化などに伴う世界的な異常気象による農作物の不作

需要が急増しているバイオ燃料向けのトウモロコシを増産した反動による大豆の作付け面積の減少



< 食品業界の再編と寡占化 >

ただ、先ほどあげた要因による原料価格の上昇だけでは説明のつかない側面もあります。原料が同じでありながら、値上げに踏み切った食品と、そうでない食品があるのです。

値上げに踏み切った品目は食用油(日清オイリオ)、マヨネーズ(キューピー、味の素)、即席めん(日清食品)、カレー(ハウス食品)など食品業界でも企業規模が大きいリーディングカンパニーが並んでいます。小売業界の中で、イオンとダイエー、三越と伊勢丹など巨大連合が誕生しているなかで価格交渉ができる食品メーカーは限られてきます。また、リーディングカンパニーのある品目では2番手以下のメーカーも追随値上げに踏み切りやすいのです。一方、リーディングカンパニーのない品目では他社の動向を気にしてどこも値上げ交渉に動けない環境になっています。

食品産業は、日本人の食文化という見えない非関税障壁に守られて、自動車や電機産業のようにグローバル競争から逃れることができたと言えます。しかし、原材料費の高騰と巨大流通による圧力でメーカーは対応を急がざるを得ない状況にあります。

実際に、食品業界での資本・業務提携や経営統合の動きは昨年以降非常に活発化しています。主原料が同じ食品を製造しているメーカー同士で、提携や統合によって原料の調達量を増やし費用の圧縮が期待される組み合わせが特徴といえます。

また、原材料費の高騰により各食品メーカーの生産体制の見直しにも発展しています。食品価格の値上げに動いたメーカーと同様に市場シェアが高く、資金力のあるリーディングカンパニーが大型工場と設備更新で、生産を効率化して収益の改善を進めています。

< 小売業界とのせめぎ合い >

デフレ時代には、大手小売との価格交渉が難航していた食品メーカーも、今回の局面では価格引き上げはおおむね浸透できていると言われていています。ただ、小売業の仕入価格はメーカー、卸、小売の交渉で決まってくるため、交渉中のものも少なくないようです。

値上げの方法も、平常時の店頭価格自体を引き上げるほか、特売価格の引き上げや特売の実施回数を減らしたりするケースもあるなど、値上げ交渉は多様化しています。ビールや冷凍食品は値下げや恒常的な特売の原資になる販売奨励金の見直しを進めており価格交渉は変質してきているとも言えます。

小売の側も規模の大小で状況が大きく異なり、地域のミニスーパーや個人商店では、大手メーカーの圧力に耐えられなく順次価格転嫁する方向です。



< 値上げラッシュの今後 >

業界の寡占化がすすみ、従来値上げに踏み切れなかった品目でもプライスリーダーが登場すれば、例外なく値上げがすすむと思われます。日本の消費者は、従来あまり経験のない食品の値上げドミノの渦に入りはじめたと言えるのではないのでしょうか。

「基礎から学ぶ投資信託」 ～ リスクと分散投資

投資信託のメリット「少額から分散投資が可能」「プロに運用を任せられる」などについて前回お伝えしましたが、一口に投資信託といっても、投資対象は様々です。しかも、どの投資対象を選択するかによって、リスクも違ってきます。そこで、今回はそれぞれの投資対象における特徴や値動きについて解説したいと思います。

相関関係にあるリスクとリターン

右図は投資対象別にリスク&リターンの相関関係を示したものです。

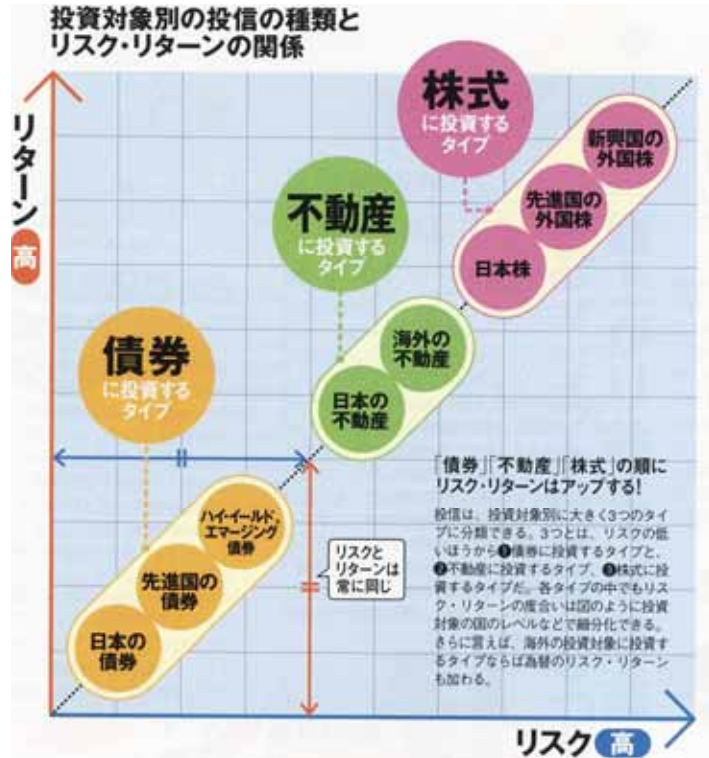
投資対象別に見ると、概ね「債券に投資するタイプ」「不動産に投資するタイプ」「株式に投資するタイプ」の3種類に大別されます。

図からもわかるように、債券より不動産、不動産より株式、とリスクはアップします。リスクが高くなるほど、値動きの幅は拡大し、高いリターンを狙える反面、大きく損をする恐れもあります。

また、市場が日本なのか、海外なのかも重要なポイントとなります。例えば国債でも、高金利の国は多い反面、為替リスクに注意が必要となります。

さらに、外国債券でも、ハイ・イールド債（格付機関によって信用度が低いと評価された債券）やエマージング債（新興国の国債、政府機関債など）では、値動きの幅は一層広がります。これらは高いリターンを狙える分、思いがけない急落に見舞われることを知っておく必要があります。

新興国の株式も同様に、金融危機や経済破綻などの信用リスクも考え合わせなければなりません。



分散投資の必要性

● 昨年から今年上期にかけて、欧米諸国を始めとした世界的な景気拡大局面では、株高のため「株式に投資するタイプ」の投資信託が軒並み運用成績上位に名を連ねていました。一方で、「債券に投資するタイプ」は好景気を背景にした公定歩合など金利上昇によって債券価格が弱含み、総じてリターンの低いものが目立ちました。

● 今まで「株式に投資するタイプ」のリターンが良かったからといって集中投資することは避け、いずれ景気が後退局面に入ると資金が株式から債券へシフトすることも念頭に置き、バランスよく分散投資することが必要です。

図表「今注目のNISCO取り扱い投信ベスト5」

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (10/30)	騰落率(%)			純資産 残高(円)
				3カ月	6カ月	1年	
ハイブリッド・セクション	興銀第一ライフ	1998年 2.18	18,066円	-6.1	1.1	6.5	119億
資産分散 ファンド	ソシエテジェネ ラルアセット	2006年 9.29	10,674円	-2.4	3.0	12.3	61億
HSBCブラジル オープン	HSBC	2006年 3.31	18,448円	5.9	35.8	80.9	1,385億
HSBCチャイナ オープン	HSBC	2002年 1.31	60,766円	27.8	62.5	110.3	856億
HSBCインド オープン	HSBC	2004年 11.30	33,983円	10.0	37.0	48.6	1,887億

パートの年収103万円の壁

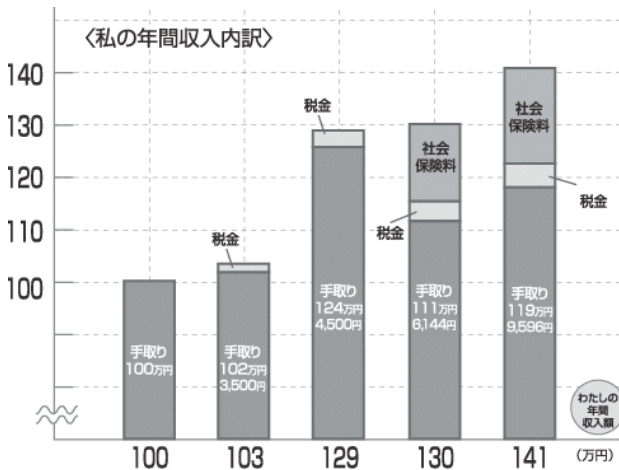
年末近くなると、パート従業員から、「年収を103万円以下に抑えるため、もうあまり働けない」などの要望がでてくるケースがあります。業務に支障が生じない範囲なら構わないのですが、「今年はまだ働けない」ではなかなか業務に支障が生じないとは言い切れないかと思えます。

しかし、パート従業員から「年収を103万円以下におさえてほしい」といったように、パート従業員から見ると、その真意は「扶養からはずれると、かえって働き損になってしまうのではないかと？お給料がいっぱいもらえるのはありがたいことなのだけれど、そのことによってかえって税金がふえてしまって、働いても税金が増えれば、働き損ではないか」というものだと思われる。

果たして本当に「100万円の壁」はあるのでしょうか。



例：わたし…専業主婦 38歳
夫…39歳 年収600万円 社会保険加入



年収100万円 働いた金額がすべて収入に！

100万円以下なら税金や社会保険料などの負担は全くありません。100万円を超えると住民税、103万円を超えると所得税がかかります。また、夫の配偶者控除が受けられるため夫の所得税・住民税が減少します。

年収103万円 住民税の支払い義務が発生！

100万を少しでも超えると住民税の負担をすることになります。

年収129万円 住民税に加え、所得税の負担も発生

さらに103万円を超えることで、夫の配偶者控除が少なくなり夫の手取額が減少します。

年収130万円 実はここもパートの壁！

収入が130万円を超えると夫の社会保険の扶養には入れません。自分の勤務先で社会保険(健康保険・厚生年金)に加入するなど自己負担が発生します。

年収141万円 ここまで働くのなら正社員に

103万円以上収入がある妻に対し、夫が所得控除を受けられる上限が141万円。この額を超えると、夫も妻も税金や社会保険料の特典はなくなります。

パートの社会保険加入については改正も予定されていますが、年収の壁をうまく利用し、ローテーションを組むなどの体制をつくることにより、人件費の削減にもつながってくると思います。

また、パートの年収につきましては、年末にあわてないよう計画的に雇用されることをおすすめします。

(参考:プレスネットHP)

頭の体操

数字のかかれたカード、

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

がたくさんあります。

これらのカードの裏は、**ア** ~ **ケ** のどれか1字だけかかれています。

ただし、同じ数字のカードの裏には同じ文字がかかれています。

これらのカードを使って、答えが2桁の数になる正しい九九の計算を4つ作り、カードを裏返しました。

ア の裏の数字が

1

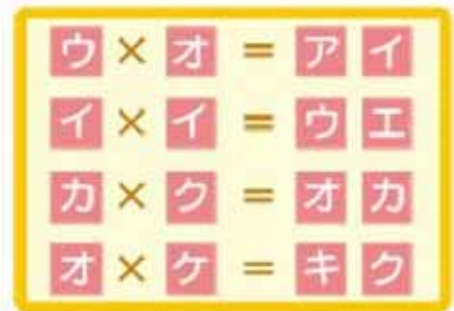
、**イ** の裏の数字が

8

 とするとき



オ の裏の数字は何ですか
キ の裏の数字は何ですか



(日能研「オープンテスト(小3)より)

(日能研HPより)

回答はP.7の下部にあります

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 労使トラブルを未然に防ぐ！モメない就業規則のつくり方 ～

就業規則は、従業員10名以上の事業所にとっては作成および監督署への提出義務がありますが、「義務だから一応つくっておけばよい」というものではありません。

何人かの人が集まり、「組織」になると、そこには何らかの「行動ルール」ができてきます。

そして、自然にできたルールでも、それはその組織の「決まり」となって力を持ってきます。

しかし、会社という組織においては、そういった「社内のきまり」は自然に発生させるものではなく、経営者の考えや会社の方向性を考えた上で「意図してつくる」ことが必要です。

そこで今回は、いざとなったときにモメない、ツボをおさえた就業規則について解説いたします。

【予定している主な内容】

- ・なぜ今、就業規則の見直しが必要なのか？
- ・リスクを回避する就業規則見直しのツボ
- ・不当解雇といわせない
- ・新しいパートタイム労働法 など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください

日時 11月15日(木) 18:30～20:30

講師 ASAK社会保険労務士事務所
近藤 裕美

場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室

会費 3,000円

定員 20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申込 11月9日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135・0145



11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月12日(月)
9月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申 告 期 限 11月30日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 11月30日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 11月30日(金)
3月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申 告 期 限 11月30日(金)
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人の3月ごとの 中間申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 11月30日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月 ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 11月30日(金)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 11月30日(金)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 11月30日(金)

今月の名言録

楽観的に構想し、悲観的に計画し、楽観的に実行する

新製品開発、新技術開発など新しいことを進めて成功していくのは、まず構想を楽天的に描く人だろうと思います。つまり、何としてもやり遂げたいという夢と希望をもって、超楽観的に目標設定をすることが、新しいことに取り組むうえでは、最も大切なことなのです。



自分で壁をつくってしまっただけでは、夢みたいなことをやろうという気にはなりません。天は無限の可能性を与えているということを信じるのです。それには、「できるのだ」と繰り返し自らに言い聞かせ、自らを奮い立たせていかなければなりません。

もちろん、計画の段階では、悲観的に構想を見つめ直す必要があります。悲観的とは、どのくらい難しいのかを慎重に、小心に考え尽くすことです。

そして、この悲観的な要素に対する対策を練った上で、今後は楽観的に行動へ移るのです。実行段階でも悲観的に考えていたのでは、成功への果敢な行動などとれるはずがありません。

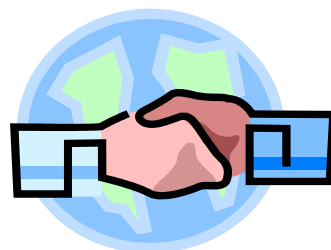
新しいことを始めるには、このように頭を切り換えていくか、さもなければ、それぞれの段階に見合った人を配ることが必要です。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛 和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

